

ネットの信頼性をマイナンバーで

鬼木 甫

2025年1月

目次

ネットに迷惑情報が溢れている

「自発的記名発信を保証」して間接的に迷惑情報を減少させよう

ネットには信頼性への強い潜在需要がある

マイナンバーの「公的個人認証サービス」で記名の真正性を保証する

発信者認証サービス導入の効果

本提案の長所と短所

実現に向けて

ネットに迷惑情報が溢れている

インターネットやウェブ・SNS（以下「ネット」）は、情報の表現・発信・受信・閲覧の自由を与えて、われわれの生活・仕事を大きく発展させた。しかし他方では、誤・偽情報（広告を含む）や詐欺・誹謗中傷（以下まとめて「**迷惑情報**」）も増加して、不便や被害をもたらしている。政府はブラウザやSNSなどの事業者に迷惑情報の提供・拡散防止を要請しているが、効果は限られるようだ。ネットはユーザにとって便利で自由な世界だが、欠点も多い状態で動いていると言わなければならない。

ネットに迷惑情報が溢れる理由は、情報の創作・偽造が容易な上に、無記名・匿名の発信が許されているからであり、防止策として記名発信を義務づけるべきとの主張がある。記名方式にすれば、発信者が情報内容に責任を持つからである。しかしそれでは、民主社会の基盤である表現・言論の自由まで損なわれてしまう。中国のように自由に発信できない専権国家になる危険を防ぐために、匿名発信の自由は維持しな

ければならない。

「自発的記名発信を保証」して間接的に迷惑情報を減少させよう

本稿では、一方で匿名発信を認めつつ、他方で迷惑情報を間接的に減少させるため「発信者が自発的に記名した場合に、その信頼性を保証する」手段の導入を提案する。これに対する批判は第1に、「自発的記名であれば、無記名の迷惑情報が多数残るのではないか」だが、筆者は相当の効果があると考え。また第2に「自発的記名自体の真正性をどのように保証するのか」については、マイナンバーの利用を提案する。以下、順次説明する。

ネットには信頼性への強い潜在需要がある

上記第1のポイントの説明のため、ネット以外の日常活動（「リアル社会」）での信頼性について考えてみよう。リアル社会では、偽・誤情報や詐欺・誹謗中傷などの迷惑行為に対し、警察や司法による防止や取締に加え、「各自の自発的行動によって信頼性が保たれている」事実注目したい。まずわれわれは、日常活動において迷惑を避け、信頼できる対象とだけ関わりを持つよう行動し、それがおおむね実現されている。身近な家族・知人や職場の同僚はもちろん信頼できる。デパート・銀行などの立派な建物はそこで提供される商品やサービスの信用を示し、日銀券の偽札は容易に区別できる。国外の旅行先でも、ホテル・ポーターの派手な制服は、荷物を預ける旅行者を安心させる。警官の制服や警察手帳（身分証）、会社の社員証なども同じ役目を果たしている。この種の例は、上記以外にも多数挙げることができる。

他方このことに対応してわれわれは、周囲に向けて常に「自身が信頼できる」ことを示す努力を払っている。個人レベルでは職場で服装を整え、用語・行動に気を配る。失敗や誤解などで自身の信頼を損なう事態が生じたときは、その解消に注力する。放置すれば、自分自身が困るからである。さらにこのことは個人だけでなく、企業・団体や政府など、組織についても同じである。

つまりリアル社会では、「一方で信頼できない対象を避けつつ、信頼できる対象とだけ関わりを持ち、他方では周囲から信頼されるように配慮する」行動が、個人・組織を問わず支配的になっている。その結果生ずる信頼性の入手と表示（「相互信頼性」）は、社会が円滑に機能するための必須要件である。しかしながらこのことは日常生活の常識でもあり、改めて言及されることは少ない。

他方でネット社会では、相互信頼性において事情が大きく異なる。偽名・偽装が自由かつ容易であるため、ネットのユーザは、常に疑いを持って情報に接しなければならず、また他者から疑われているかもしれないことに留意する必要がある。つまり、リアル社会で享受していた相互信頼性が欠落している。この状態で少しでも信頼性を実現する手段を提供すれば、ユーザはその利用を強く望むだろう。つまりネット社会には相互信頼性への強い潜在需要があり、これが「自発的記名発信の保証」だけでもネット社会での信頼性増大に貢献できるとする理由である。

マイナンバーの「公的個人認証サービス」で記名の真正性を保証する

次に第2のポイントである「記名発信の真正性を保証するための手段(デジタル ID、ネット ID)」はこれまで多数提案されており、実際にオンライン取引などで使われている¹。筆者はネットでの記名発信の真正性保証のために、マイナンバー制度を利用することを提案したい。最近問題になったマイナ保険証とは別に、デジタル庁は2024年5月から、マイナンバーの「公的個人認証サービス」の1つとして、「最新の利用者情報(氏名、住所、年齢、性別；以下『**認証情報**』)提供サービス」を、有資格の民間事業者(以下「**ネット事業者**」)経由で開始し、本人が同意した場合、他者による認証情報の利用を可能にしている²。

同サービスの典型例として、「ネット事業者資格を持つ銀行(A)が、預金者(B)の同意のもとに、Bの認証情報に随時アクセスし、Bの住所移転の有無や移転先などを知る」ための業務が示されている。これを拡張した業務として、「ネット事業者(AA)が、ネット発信者(BB)の同意のもとに、BBの認証情報にアクセスし、これをBB発信情報の受信・閲覧者(CC)に提供するサービス(「**発信者認証サービス**」(仮称))」を提

案したい。実際には AA が BB の発信情報（表示画面等）の中にアクセス用ボタンを用意し、CC はこれをクリックあるいはタップして、BB の認証情報を入手する方式が考えられる。BB の選択により、認証情報はその一部、たとえば氏名、年齢のみとする 것도可能であろう。

発信者認証サービス導入の効果

発信者認証サービスが提供されれば、多くの発信者が自身の信頼性を示すため、発信情報の中に上記ボタンを用意し、受信・閲覧者も同ボタンを利用して発信者の信頼性を確認するよう努めるだろう。たとえば銀行などの金融機関は、自身のホームページがフェイクでないことを顧客に知らせることを望むだろうし、ショッピングやアルバイト募集など多数のサイトも同じである。その結果、ボタンを提供できない偽商品広告や闇バイト等の迷惑サイトは、アクセス数が減少すると予想できる。つまり「他者によって閲覧され、その行動に影響を与えなければ意味がない」種類の迷惑サイトは減少し、長期的に消滅に向かうだろう。

他方この方策によって、デマ記事・偽写真や誹謗・中傷など、受信・閲覧だけで迷惑を生ずる匿名発信にどのような効果があるか、確実なことは言えない。しかしながら、「記名保証されていない発信情報には注意しましょう。また迷惑情報の可能性があるので、不用意なシェア・拡散は避けてください」など教育・啓発の手段として有用だろう。

本提案の長所と短所

本提案の長所は、(1) すでに実施されている制度・システムを本提案の大部分に転用できるので、短期間で実現可能なこと、(2) とりわけ認証用に（国民全員をカバーしている）マイナンバー・データベースを使うので、新設の必要がなく、かつ導入当初から高い信頼度・安全性が得られること、(3) アクセス用ボタンや認証情報の偽造・コピー等を自動的に発見・排除できる（もとよりブラウザ・SNS 事業者等の協力が必要だが、コンテンツ自体のチェックに比較してはるかに容易に実行できる）こと、である。

短所は、(4) マイナンバー関係サービスの一部なので、BB の対象が個人に限られ、

法人・団体は代表者などを經由する必要があること、(5) 認証対象が日本人あるいはマイナンバーを保有する居住者に限られ、国際性に欠けること、である。ただし短所(4, 5)を補う高度かつ包括的なサービス(たとえば「OP(オリジネーター・プロフィール、発信者情報)」³などの認証サービス)がすでに提案・構築中であり、これらが普及すれば本提案はその補完的役割を果たすことになるかと予想できる。

実現に向けて

「発信者認証サービス」はマイナンバーのデータベースを利用するので、サービスの基本内容は政府・デジタル庁が定めることになる。その際の課題として、(6) 供給コストのリカバリーのために(少なくとも長期的には)有料サービスにする必要があるだろうが、その際のサービス供給価格(ネット発信者(BB)がサービス供給事業者(AA)に支払うボタン設置料金)の決定方式、(7) 同サービス事業者(AA)の参入・退出や最大事業者数などの市場形態、(8) ボタン形式や認証情報の表示方式等についての標準化の程度、などが考えられる。

この「発信者認証サービス」への潜在需要は極めて高く、実現すれば当面におけるネットの信頼性増大に貢献できると考えられるので、関係者による検討を期待したい。

¹ 株式会社野村総合研究所 『諸外国における国民ID制度に関する調査』2022年3月31日 (www.jsda.or.jp/about/hatten/mynumber/files/idtyousa_houkokusyo.pdf, 「2024年11月閲覧」)

田邊美穂 『IT「関連政策から読み解く日本のDX: デジタル時代の本人確認「デジタルID」～日本におけるデジタルIDの実現に向けたマイナンバーの役割と課題』、大和総研、2024年11月28日 (www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11717.pdf, 2025年1月閲覧)

宮川晃一 『web3の必須機能であるデジタルIDウォレットとは～デジタルIDウォレットとDID/VCの最新トレンド～』2024年8月21日、国際社会経済研究所(IISE) ([/note.com/nec_iise/n/n0bde99d3fbe4](https://note.com/nec_iise/n/n0bde99d3fbe4), 2025年1月閲覧)

² デジタル庁 『公的個人認証サービス(JPKI)』、「6.1. 最新の利用者情報(4情報)提供サービス(2023年5月16日開始)」2023年5月 (www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-

business/jpki-introduction, 2024 年 11 月閲覧)

³ クロサカタツヤ 『オリジネーター・プロファイルの取組——総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会』 2024 年 6 月 10 日
(www.soumu.go.jp/main_content/000942564.pdf, 2024 年 11 月閲覧)

Originator Profile 技術研究組合 『Originator Profile 憲章』(発効日) 2024 年 7 月 1 日
(originator-profile.org/ja-JP/charter/, 2024 年 11 月閲覧)